

記載例

在外選挙人名簿番号	投票区	名簿番号	指定投票区	交付方法	交付月日	整理番号
				直・郵	/	

宣誓書・請求書（不在者投票）

衆議院小選挙区選出議員選挙
私は、令和8年執行の 衆議院比例代表選出議員選挙 の当日、
最高裁判所裁判官国民審査

下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓い、あわせて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

自書してください

令和 8 年 ○ 月 ○○ 日

氏名	白川花子	生年月日	明治 大正 昭和 平成	60 年 1 月 23 日
選挙人名簿に記載されている住所	白川町 河岐●●●番地●			
投票用紙送付先 (アパート名・号室まで記入)	〒123-4567 ■■県▲▲市○○1234-5 コーポ△△ 104号			
連絡先電話番号	080-9876-5432			

※この請求書はFAXでは受け付けられません。白川町選挙管理委員会事務局へ直接持参するか郵送してください。



白川町選挙管理委員会委員長 様

(422)

次のページをよく読んで、番号「①～④」を入れてください。
空欄の場合は④として扱います。

不在者投票の請求をする予定の皆様へ

国民審査の投票ができるのは、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、令和8年2月1日からになります。

国民審査の投票用紙を発送するのは、早くても2月1日になりますので、お手元に届くのは、発送日翌日以降になります。

あなたが不在者投票の請求をするにあたり、あなたの希望に応じた対応をさせていただきます。次の4つから選んで請求書に記入してください。

あなたの希望		請求書の受取後の対応
①	投票用紙を早く送ってほしい	受取日に発送しますが、1月31日までの発送は、衆議院（小選挙区・比例代表）の投票用紙2枚のみ送付します。 2月1日からの発送は、国民審査の投票用紙を含め3枚送付します。
②	衆議院選挙の投票用紙だけでよい（国民審査は投票しない）	受取日に発送します。
③	国民審査の投票もしたい（2月1日以降でかまわない）	2月1日までの受取は、2月1日に発送、2月2日以降の受取は、即日発送します。
④	特に希望なし	③と同じ

不在者投票の投票用紙は、すべて速達で発送します。

滞在先の市町村の不在者投票所（主に市町村役場の所在地です。）での投票は、できる限り早くすませてください。投票用紙の返送に時間がかかります。

その他ご不明の点があれば、白川町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。